

○男鹿地区消防一部事務組合消防本部及び
消防署の設置等に関する条例

昭和48年6月1日
条例第7号

改正 昭和55年 3月30日条例第1号
平成 7年12月28日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第1項の規定に基づき、消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 組合の消防事務を処理するため、消防本部及び消防署を設置する。

(消防本部の名称及び位置)

第3条 消防本部の名称及び位置、次のとおりとする。

名 称	位 置
男鹿地区消防本部	男鹿市船川港船川字海岸通り2号12番地7

(消防署の名称、位置及び管轄区域)

第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は次のとおりとする。

名 称	位 置	管轄区域
男鹿地区消防署	男鹿市船川港船川字海岸通り2号12番地7	男鹿地区一円

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年6月1日から施行する。

附 則（昭和59年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年3月27日から適用する。

附 則（平成7年条例第2号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成8年規則第1号で平成8年1月19日から施行）